

経営革新等支援機関の認定について

平成 24 年 11 月 5 日

群馬県信用組合は、平成 24 年 11 月 5 日、内閣府特命担当大臣及び経済産業大臣より「経営革新等支援機関」として認定を受けました。

「経営革新等支援機関」認定制度は、中小企業の経営力強化を目的として、金融機関や税理士等の支援事業を行う者を「経営革新等支援機関」として認定することを通じて、中小企業に対して専門性の高い支援事業を推進するものです。

当組合は、地域の皆さまの創業や事業計画作成の支援等を一層推進し、「経営革新等支援機関」としての取り組みを強化してまいります。

[経営革新等支援機関として行う主な支援内容]

- | | | | |
|-------|-----------|--------|---------------|
| ①創業支援 | ②事業計画作成支援 | ③事業承継 | ④販路開拓・マーケティング |
| ⑤人材育成 | ⑥人事・労務 | ⑦金融・財務 | |

